

キャリア形成促進助成金の改正のご案内

改正《平成22年10月1日》

★ 《有期実習型訓練に対する助成》の受講要件が変更されます。

- 有期実習型訓練における座学等(OFF-JT)と実習(OJT)を受けた時間数が、訓練実施計画における計画時間数のそれぞれ8割以上となる場合に限り、支給対象となります。

★ 《有期実習型訓練に対する助成》に支給限度額が設定されます。

- 有期実習型訓練に対する助成の1事業所当たりの支給額の限度が、1年度(4月1日から翌年3月31日まで)500万円となります。

<適用> 平成22年10月1日以降に受給資格認定申請されるものに適用されます。

★ 認定実習併用職業訓練及び認定訓練を行う事業所に対する支給限度額が変更になります。

- 次の①から③の訓練に対する助成の1事業所1年当たりの支給額の限度が、5,000万円から1,000万円に引き下げられます。

- ① 認定実習併用職業訓練
- ② 専門的な訓練として実施される認定訓練
- ③ 短時間等労働者への訓練として実施される認定訓練(中小企業事業主に限る)

<適用> 平成22年10月1日以降に年間職業能力開発計画期間が開始されるものに適用されます。